

【離婚の際に称していた氏を称する届について】

- 婚姻の際に氏が変わった夫または妻が、婚姻中の氏を名乗ることを希望する場合は、離婚届と同時、または離婚した日から3カ月以内に市役所にお届けください。
- 離婚した日から3か月を過ぎると家庭裁判所でのお手続きが必要となります。

記入例

**離婚の際に称して
いた氏を称する届**
(戸籍法77条の2の届)
令和5年2月1日届出
佐賀県鳥栖市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号	発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号	長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	附 票	住民票	通 知

住民登録の住所を記入してください。

新しく定める本籍を記入してください。

必ず本人が自署してください。
※押印は任意

(1)	(よみかた) 離婚の際に 称していた氏を 称する人の氏名	(現在の氏名、離婚届とともに届け出るときは離婚前の氏名) とす 氏 はなこ 名	鳥栖 花子	平成元年 3月 3日生
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	佐賀県鳥栖市□□678	番地 番	号
(3)	本 籍	(離婚届とともに届け出るときは、離婚前の本籍)	佐賀県鳥栖市◎◎三丁目1	番地 番
(4)	(よみかた) 氏	変更前 (現在称している氏)	鳥栖	変更後 (離婚の際称していた氏) とす 鳥栖
(5)	離婚年月日	令和5年 2月 1日		
(6)	離婚の際に 称していた氏を 称した後の本籍	((3)欄の筆頭者が届出人と同一で同籍者がいない場合には記載する必要はありません)	佐賀県鳥栖市△△910	番地 番
(7)	そ の 他			
	届 出 人 署 名 押 印 (変更前の氏名)	鳥栖 花子		印

※注意

離婚届と同時にこの届書を出す場合は、離婚届書中の「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄は空白で提出してください。